

衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第12区選挙長告示第2号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和3年10月19日

衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第12区選挙長 橋本 智史

- 1 くじを行う日時 令和3年10月28日 午後5時30分
- 2 くじを行う場所 網走市北7条西3丁目  
北海道オホーツク合同庁舎3階1号会議室